

印西市告示第25号

平成22年3月23日から印旛郡本埜村を廃し、その区域を印西市に編入することに伴い、同郡本埜村の区域内の字の名称を次のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成22年3月23日から効力を生ずる。

平成22年3月17日

印西市長 山崎 山洋

変更前の大字の名称	変更後の大字の名称
大字小林	本埜小林
大字萩原	萩埜
大字松虫	桜野
大字中根	中根
大字荒野	荒野
大字角田	角田
大字竜腹寺	竜腹寺
大字惣深新田飛地	惣深新田飛地
大字滝	滝
大字物木	物木
大字笠神	笠神
大字行徳	行徳
大字川向	川向
大字下曾根	下曾根
大字中	中
大字押付	押付

大字佐野屋	佐野屋
大字和泉屋	和泉屋
大字甚兵衛	甚兵衛
大字立埜原	立埜原
大字松木	松木
大字中田切	中田切
大字下井	下井
大字長門屋	長門屋
大字酒直卜杭	酒直卜杭
大字安食卜杭	安食卜杭
大字将監	将監